

藤沢市青少年育成の基本方針

概要版

2007年（平成19年）2月

■ ■ ■ 藤沢市青少年対策本部 ■ ■ ■

【藤沢市青少年育成の基本方針 概要版】

目 次

1. 「藤沢市青少年対策の基本方針」の改定にあたって 2
2. 青少年を取り巻く現状と課題 3
3. これからの青少年育成の方向 7
4. 青少年育成の目標 7
5. 青少年育成の目標実現のための推進項目 8
6. 青少年育成の目標実現のための役割分担 13
7. 青少年育成の基本方針の体系図 14
8. 青少年育成の推進体制と進行管理 15

1. 「藤沢市青少年対策の基本方針」の改定にあたって

(1) 改定の趣旨

1989年(平成元年)に策定された「青少年対策の基本方針」は、青少年の自立と連帯を進めることを青少年育成の大きな方向として定めていました。青少年を、やがて自立した大人として育っていく連続した成長過程ととらえる視点に基づく育成活動をするとともに、青少年の主体的な活動を通しての仲間づくりとその過程における自己形成を図るなど、青少年自身をはじめ、家庭や地域、学校、そして行政等がそれぞれの役割を自覚し役割分担を明確にする中で、主体的に活動を進めてきました。

その後17年の年月が流れ、青少年を取り巻く社会環境が消費社会化の浸透、高度情報化、少子・高齢化、さらには地域における人間関係の希薄化など、さまざまところで大きく変化してきました。

この変化を受けて、私たちは新たな視点に立って青少年健全育成を図っていくために、「藤沢市青少年対策の基本方針」に代わる新たな方針として、「参加と共生」を育成の基本的な考え方とする「藤沢市青少年育成の基本方針」を提案し、さらなる青少年の健全育成を目指していきたいと考えています。

(2) 基本方針の位置付け

国の「青少年育成施策大綱」や県の「かながわ青少年育成指針」をはじめ、「ふじさわ総合計画2020」や「藤沢市次世代育成支援行動計画」など関連する諸計画との整合性を充分に図りながら青少年を健全に育成していく基本的な方針として定めたものです。

(3) 基本方針の期間

2007年(平成19年)～2014年(平成26年)の8年間。
見直しについては、最後の2年間で実施し、その後は5年ごとに実施していく予定です。

(4) 基本方針の対象

就学時～25歳位。

2. 青少年を取り巻く現状と課題

(1) 社会変化に伴う諸課題

①消費社会化の浸透

消費社会化に伴う諸課題

- 単なるサービスの受け手から協働参画する青少年の育成
- 生産活動経験の促進
- 限りない欲望の中で発生する非行化への歯止め ほか

②高度情報化

情報化社会の影響に伴う諸課題

- 人間関係の希薄化による多様な人との交流の必要性
- 自然とのふれあいをはじめとする多様な直接経験の重要性
- 情報化社会を生きていくための技術と知恵の獲得 ほか

③少子・高齢化の進展

少子・高齢化の進展に伴う諸課題

- 子育て文化伝承の大切さと地域の中での青少年育成
- ボランティア活動等を通しての乳幼児や高齢者とのふれあい ほか

④地域社会の人間関係の希薄化

地域社会の人間関係の希薄化に伴う諸課題

- コミュニティー意識の形成
- 青少年のコミュニティー活動への参加と青少年を核とするコミュニティーの再生 ほか

⑤日常生活における国際化の浸透

日常生活における国際化の浸透に伴う諸課題

- 多文化共生への理解の促進
- 他国の文化や民族文化への理解と日本文化の理解促進 ほか

(2) 青少年の成育空間における現状と課題

①家庭

家庭における諸課題

- 青少年の居場所であり、保護者の愛情を通して青少年の他者への信頼感と自己肯定感を育てる場にする
- 愛情による信頼保護を十分に踏まえて、子どもの精神的自律と社会的自立を励ます場にする ほか

②地域

地域における諸課題

- 消費社会化の浸透によって低下してきた、地域住民のコミュニティ意識を向上させる
- 青少年を単に保護し、育成するだけでなく、地域を担う人材として、その知力とパワーを積極的に活用する ほか

③学校

学校における諸課題

- 青少年が自ら学び、自己決定と共同決定できる力を育てる
- キャリア教育を推進し、青少年が早くから職業意識を持つようになる ほか

④社会環境

社会環境における諸課題

- 多種多様なボランティア活動、職業体験の場を提供する
- 青少年の自己決定・自己責任の感覚を養うために、積極的な社会参加を促す ほか

(3) 成長期ごとにみた現状と諸課題

①乳幼児期（0～6歳）

乳幼児期における諸課題

- 家庭における自立と社会性の基礎をつくる（基本的な生活習慣を身に付け、共同生活に向けての社会的規律を導入）

ほか

②学童期（7～12歳）

学童期における諸課題

- さまざまな遊びや仲間との交わりを通して、家族の世界から仲間集団の世界に移行し、他者とのかかわることの楽しみやトラブルを経験する

ほか

③思春期（13～15歳）

思春期における諸課題

- 青少年の多様化に対応した相談体制の充実
- 学習・社会性・仕事のトライアングルが自己形成に必要な

ほか

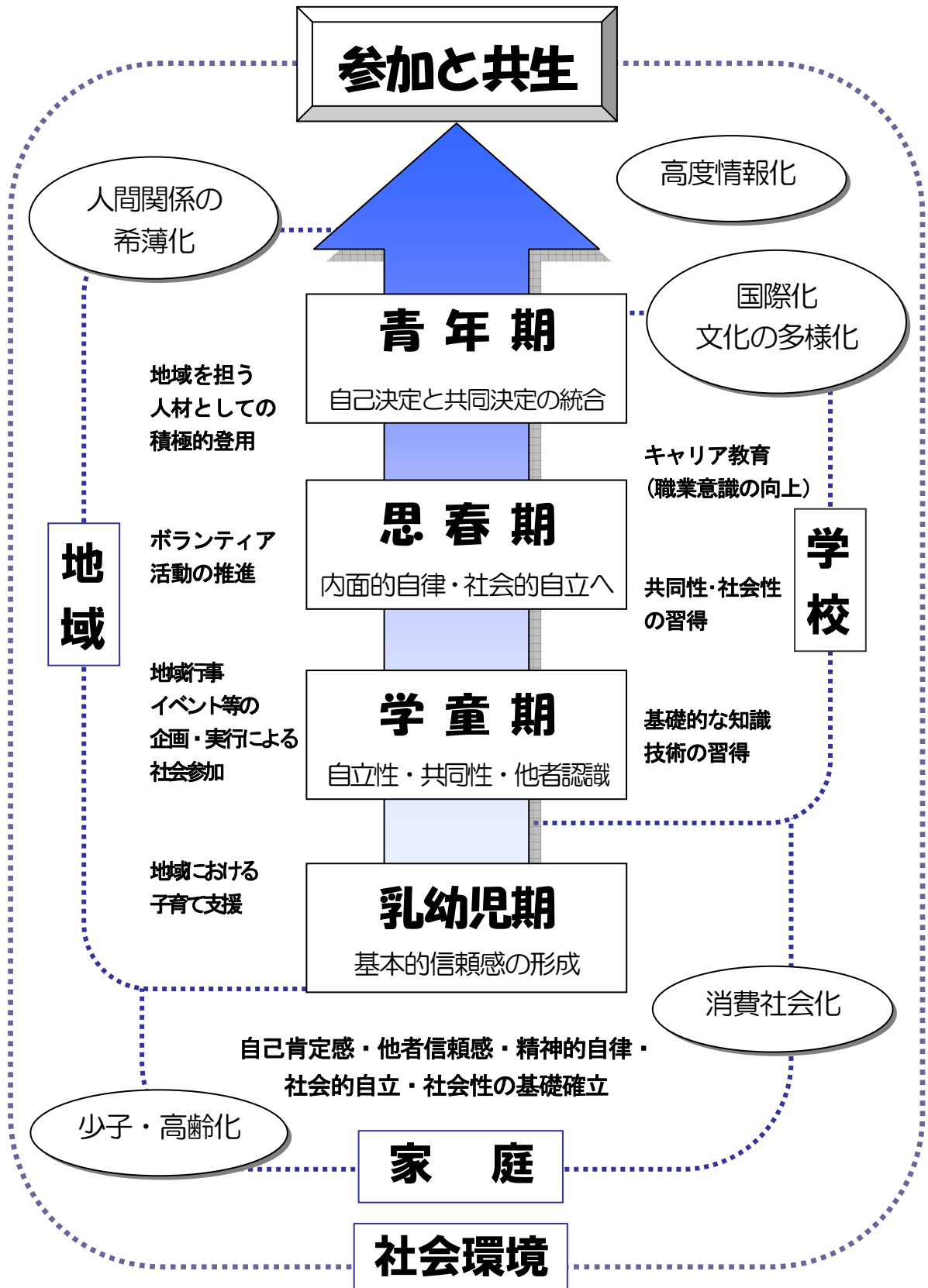
④青年期（青年前期16～20歳、青年後期21～25歳位）

青年期における諸課題

- 社会参加や労働への欲求に対する支援をし、積極的な社会参加を促す
- コミュニティーづくりへの参加を促す

ほか

成長期ごとの諸課題イメージ図



3. これからの青少年育成の方向

これまで社会の大きな変化に伴う課題、青少年の成育空間における課題、青少年の成長期ごとの課題をまとめてきましたが、これらの諸課題を解決し青少年を育成していくための基本的な考え方として、藤沢市の青少年育成の方向を次のように定めます。

参加と共生

私たちは、互いの人格を尊重し、話し合い、かかわり合いながらコミュニティを構成するとともに、青少年に関心を持ち、健全育成にかかわることによって青少年の人格形成を促していきます。

そして青少年が自ら学び、責任感と思いやりの心を持って社会に参加し、さまざまな人と協働しながらコミュニティを形成し担っていく存在に育っていくことを願っています。

私たちはこうした参加と共生の考え方を基本に据えて青少年の健全な育成を目指します。

4. 青少年育成の目標

藤沢市の青少年育成の方向である「参加と共生」の考え方の基に青少年を健全に育成していくため、次のように7つの目標を設定しました。

- 目標1. 青少年の自立と社会参加への支援
- 目標2. コミュニティ意識の形成と青少年の活動支援
- 目標3. 青少年のボランティア活動への支援
- 目標4. 青少年の異世代交流・多文化共生への支援
- 目標5. 非行防止活動と青少年相談体制への支援
- 目標6. 健全な社会環境づくりへの支援
- 目標7. すべての人による青少年育成と仕組みづくり

5. 青少年育成の目標実現のための推進項目

目標1. 青少年の自立と社会参加への支援

(1) 青少年の自立の基礎を培う家庭の重要性

他者への信頼感や、自己への肯定感の形成に必要な親子の愛情を基礎に、居場所や共同生活の場として家庭をとらえ直します。併せて、親子・家族関係の再生、基本的な生活習慣の確立、食育の推進、家族と地域との結び付きなどを通して青少年の育成を支援します。

(2) 多様な人との交流と多種多様な体験機会の充実

自然体験を含む、豊かで多様な直接経験や趣味・スポーツなどの仲間づくりを通しての社会性の形成、規範意識の醸成など、多様な人との交流や多種多様な体験機会の充実を通して、青少年の自立への支援をします。

(3) 青少年が自ら学び自己決定と共同決定できる力を育てる

チャレンジする意欲、未来を切り開く力、生きる力の形成を図るとともに、基礎的な知識・技能の習得など学力の向上を図り、実際に活用できる実力を育て、青少年が自ら学び自己決定できる力の育成と、思いやりに基づく共同決定ができる力を育てるための支援をします。

(4) 青少年の社会参加・社会参画を促進する

藤沢市のまちづくりにおいて青少年が参加・発信・協働する場をできる限り用意するなど、青少年が自己決定・自己責任と共同決定の感覚や公平・公正な精神を養うための社会参加・参画を促進します。

(5) キャリア教育の推進と就労への支援

青少年が早くから職業意識を持てるように、生産活動経験の場や、多様な職業体験の場の提供などキャリア教育の推進・職業能力開発・就業支援の充実を図り、ニートに対する就労支援をしていきます。

(6) コミュニケーション能力の育成

相手を思いやる心や、自分と異なる意見を持つ者との意思の疎通能力を高めるなど、コミュニケーション能力の向上を図るため、自己を主張し、またコントロールする力を養成する機会の充実を図るとともに、コミュニケーションの基本であるあいさつをする心を養っていきます。

(7) 情報リテラシー（情報活用能力）の向上

インターネットや携帯電話等の情報取得手段の活用を通じて、主体的に情報を取捨選択できる情報活用能力向上を図ります。また中傷行為や個人情報の流失、誤った情報の氾濫（はんらん）、情報操作、インターネットを使った犯罪など、高度情報化社会の負の部分への意識を高め、モラルの向上を図っていきます。

目標2. コミュニティー意識の形成と青少年の活動支援

(1) 子育て文化の伝承

核家族化の進行によって、多くの家庭が高齢者から子育てを学ぶ機会が少なくなっている現在、地域とのかかわりの中での子育てを見直すとともに、子育て文化の伝承を支援していきます。

(2) コミュニティー意識の形成

地域における人間関係の希薄化などコミュニティー意識の低下の中で、藤沢のまちを愛する心と地域と積極的にかかわる心をはぐくむなど、コミュニティー意識の形成を進めます。

(3) 青少年との協働による地域の行事・イベント等の企画と実行

地域を担う若き人材としてその知力とパワーを積極的に活用し、青少年とともに地域の行事やイベント等を企画・実行して、青少年の地域への参加・参画を支援していきます。

(4) 地域における青少年の活動場所の充実

地域における青少年活動の場の提供として開かれた学校づくり、開かれた地域施設づくりなどを行い、地域における青少年活動の場づくりを推進していきます。

目標3. 青少年のボランティア活動への支援

(1) 多様な人とかかわるボランティア活動の推進

青少年の社会参加や自分探しとしての活動として、乳幼児・高齢者・障害者・外国人等多様な人とかかわるボランティア活動に対する支援をするとともに、こうした活動に対する家庭の理解を深めていきます。

(2) ボランティア活動の環境づくりの推進

青少年が多様な人とかかわるボランティア活動を支援するために、公民館・公共施設等における中学・高校・大学生の活用等、青少年が参加できるボランティア活動の環境づくりを推進します。

目標4. 青少年の異世代交流・多文化共生への支援

(1) 異世代との交流

青少年に広い視野と豊かな体験による成長をもたらす乳幼児・高齢者等多様な人との交流と体験機会の充実を進めます。

(2) 多文化共生

国際化の進展の中で、多様な文化を持ったさまざまな国の人たちと、共に生きていく意識を育てるとともに、語学教育の推進や多様な文化と自国文化への理解を深めるなど多文化共生への支援をします。

目標5. 非行防止活動と青少年相談体制への支援

(1) 青少年の非行防止活動の推進

青少年自身や家庭・地域・学校・関係機関・関係団体・企業等と連携し、街頭指導やキャンペーン活動をはじめとする青少年の非行防止や非行を繰り返させないための活動の充実を図るとともに、大人と青少年の規範意識をともに高めながら活動を進めます。

(2) 相談体制の充実と関係機関との連携

虐待・いじめ・不登校・引きこもりなど青少年が抱えるさまざまな悩みについて、青少年自身や保護者等から電話や面接、その他の方法によって相談を受け、援助支援をしていくとともに、地域における声かけや見守りの活動の推進、関係機関・関係団体等との連携を進めます。

目標6. 健全な社会環境づくりへの支援

(1) 青少年を取り巻く有害環境への取り組み

青少年自身や家庭・地域・学校・関係機関・関係団体・企業等の理解と協力の下に、携帯電話・インターネット等による有害情報、人間関係のトラブル、犯罪などに巻き込まれる危険性や薬物など、青少年の健全育成を阻害する要因への取り組みを進めるとともに、青少年への啓発活動をしていきます。

(2) 青少年を犯罪から守る防犯体制の整備

青少年を犯罪の被害から守るまちづくりを進めるとともに、青少年が被害者とならないための意識啓発や、家庭・地域・学校・関係機関・関係団体・企業等との連携と防犯意識の向上を図ります。

目標7. すべての人による青少年育成と仕組みづくり

(1) 青少年育成への連携の取り組み

青少年と大人が共生する社会の下、青少年自身をはじめ、家庭・地域・学校・関係機関・関係団体・企業・行政等すべての組織と個人が、その役割と責任を自覚し連携して、健全育成への取り組みを推進します。

(2) 意見反映の仕組みづくり

青少年育成にかかわる情報の公開を行い、青少年とともに健全育成を進めるため、青少年自身の意見を積極的に聞き、反映させる機会を充実させていきます。

(3) 社会参加・社会参画を進めるための情報提供システムの充実

青少年が積極的に社会参加や社会参画できるように、青少年にも分かりやすい活動情報などの提供と情報提供システムの充実を図っていきます。

(4) 青少年活動を支援する人材の育成

充実した青少年の活動を支援するための人材の育成を進めるとともに、青少年にかかわる組織・団体の支援をしていきます。

(5) 活動拠点等の整備

青少年が活動するための既存施設の活用を推進するとともに、青少年のための新たな施設の整備など、青少年の活動拠点や居場所の整備を図っていきます。

(6) 調査と計画立案

青少年育成の企画・立案・実施に必要な調査と情報収集を行うとともに、基本方針など青少年育成の長期的な計画を作成します。

(7) 総合調整

青少年の健全育成、非行防止に掛かる総合的な調整を図るため、藤沢市青少年問題協議会や藤沢市青少年対策本部などの充実を進めていきます。

6. 青少年育成の目標実現のための役割分担

青少年自身

- ・家庭をはじめ、地域・学校等が共同生活の場であることを理解し、積極的に自らの役割を果たす。
- ・異世代や多様な文化を持った人との交流や自然体験をはじめさまざまな体験を深める。
- ・ボランティア活動を進んで行うとともに地域とのかかわりを深める。
- ・自ら学び実力を身に付けるとともに、自己決定と共同決定できる力を身に付け積極的に社会参加する。
- ・薬物や有害情報をきっぱり拒絶する。
- ・犯罪から自身を守る知識等を身に付ける。

家庭

- ・愛情に満ちた親子関係は自己肯定感と他者への信頼感を醸成し自立心と社会性をはぐくむ基盤となる。
- ・青少年の居場所であるとともに共同生活の場でもあるので、各人が役割を担う。
- ・基本的な生活習慣や規範意識を醸成する。
- ・青少年を多様な人との交流やさまざまな活動にかかわらせるとともに、家族そろって地域の行事やイベントに積極的に参加する。

地域・関係団体

- ・地域における子育て、健全育成を進める。
- ・異世代交流、多文化共生など青少年の多様な人との交流や多種多様な体験機会をつくるとともに、青少年の社会参加・社会参画を促進する。
- ・ボランティア活動をはじめ青少年の活動の場を積極的に提供するとともに、その力を活用し協働してまちづくりを進める。
- ・青少年の非行防止や有害環境への取り組み、青少年を犯罪から守るための活動を進める。
- ・青少年活動を支援する人材の育成を進める。

学校

- ・学力向上、コミュニケーション能力や情報活用能力の育成、自ら学び自己決定・共同決定できる力を育てる。
- ・藤沢のまちを愛する心をはぐくむとともに地域とのかかわりの心を育てる。
- ・キャリア教育の推進を行う。
- ・学校の開放等地域との交流を深める。
- ・異世代交流、多文化共生を進める。
- ・青少年の非行防止活動や有害環境への取り組みを進めるとともに、いじめ・不登校等の相談体制の充実を図る。
- ・青少年を犯罪から守る防犯体制の整備を行う。
- ・家庭・地域・学校の連携を深める。

企業

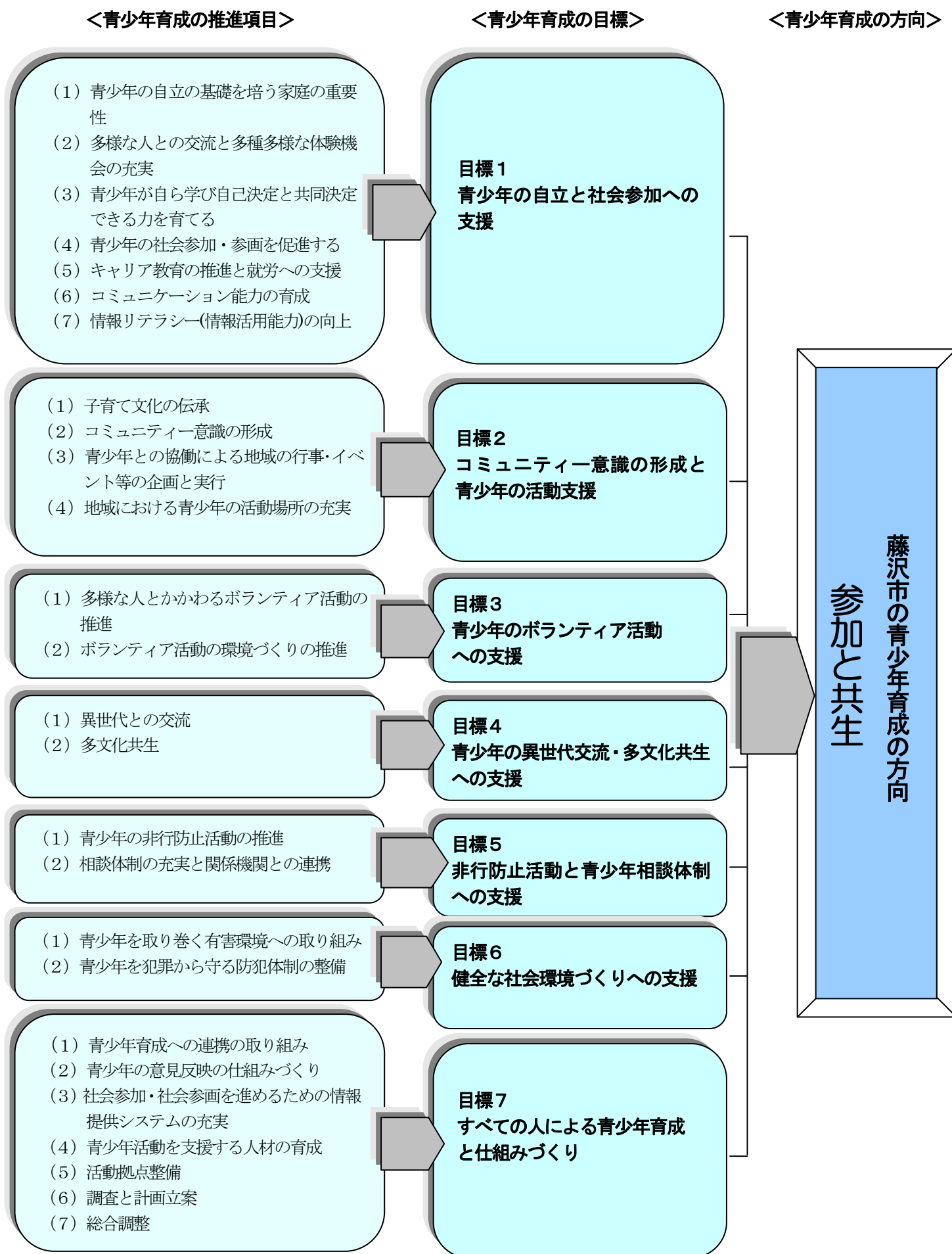
- ・青少年の活動場所の提供をはじめ青少年健全育成への支援を行う。
- ・就労への支援を行う。
- ・青少年を取り巻く有害な環境への取り組みを進める。

行政

- ・青少年育成にかかる計画立案・調査・総合調整を行う。
- ・青少年の活動拠点の整備を行うとともに、青少年活動を支援する人材の育成を行う。
- ・ボランティア活動、キャリア教育、就労支援等青少年の社会参加を進める。
- ・青少年が社会参加するために必要な情報提供システムの充実を図るとともに、青少年の意見反映の仕組みづくりを進める。
- ・まちづくりに青少年が参加、発信、協働できる場づくりを進める。
- ・青少年の非行防止活動の推進と有害情報への取り組みを推進するとともに相談体制の充実を図る。
- ・青少年を犯罪から守る防犯体制の整備を行う。
- ・青少年関係団体との連携や支援を進めるなど、青少年健全育成活動に必要なサポートを行う。

協力連携

7. 青少年育成の基本方針の体系図



8. 青少年育成の推進体制と進行管理

(1) 推進体制

①藤沢市青少年対策本部

青少年対策の基本計画策定や青少年健全育成に関する市関係機関との連絡調整等を行う藤沢市青少年対策本部を中心に、関係各課との連携協力を進め、この基本方針の総合的、効果的な推進を図ります。

②藤沢市青少年問題協議会

市議会議員、関係行政機関、市民委員、各青少年関係団体等で構成され、青少年の総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議等を行う藤沢市青少年問題協議会を中心に、関係機関・団体等との連絡調整を図り、この基本方針の効果的な推進を図ります。

(2) 進行管理

①進行管理

・藤沢市青少年対策本部はこの基本方針を基に実施計画を策定し、基本方針の具体的な推進を図ります。

・藤沢市青少年対策本部において毎年実施計画の進捗（しんちよく）状況の把握をするとともに、藤沢市青少年問題協議会にその結果を報告し、必要に応じて関係機関・団体、関係各課等との意見交換をしながら基本方針の進行を管理していきます。

②進行状況の公開

市民に対して、進行状況等に関する情報の公開をしていきます。

③基本方針の見直し

各事業の実施状況、検討状況を把握し、基本計画の進行状況を確認するとともに時代状況の変化等を勘案しながら見直し作業をしていきます。ふじさわ総合計画に合わせて2013年（平成25年）、2014年（平成26年）に見直しを行い、その後は5年ごとに見直し作業を行いながら、青少年の健全な育成を図ります。

藤沢市青少年育成の基本方針 概要版

発行年月	2007年（平成19年）2月
発行	藤沢市青少年対策本部 （事務局 藤沢市教育委員会 生涯学習部 青少年課） 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 TEL0466（25）1111 内線5331